

子育て健康課ソーシャルメディア運用方針

令和7年8月20日策定

1 ソーシャルメディアの種類 Instagram、YouTube

2 アカウントの名称及びURL

種類	名称	URL
Instagram	秋田県男鹿市こども家庭センター (ogakko_sodate)	https://www.instagram.com/ogakko_sodate/
YouTube	おがっちゃんねる(男鹿市子育て健康課)	https://www.youtube.com/channel/UCEKspfhpUI9M0uDR8l3MGHQ

3 運用担当所属名 男鹿市市民福祉部子育て健康課

4 利用目的及び内容 子育て情報やイベント（各種行事を含む）情報のほか、各種事業に関する情報を市内外に向けて情報発信し、多くの方に興味をもってもらうこと、また、緊急性のある情報を市民の方に迅速に届けることを目的とする。

5 運用方法 投稿等は、運用者のみ行うことができる。 原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に、投稿する。 ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。 また、運用者は緊急を要すると判断する場合を除き、投稿記事に対する閲覧者からのコメントやメッセージへの返信は原則行わない。 なお、投稿する写真においては、写真に写っている本人またはその保護者の許可を得る、または、個人が特定できないように補正して掲載する。

6 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、市公式ホームページ及び男鹿市個人情報保護条例の取扱いに準じる。

(個人情報の取扱い：

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kikakuseisakuka/sitejoho/1053.html>)

7 著作権

- (1) 2に定める各アカウント（以下、「子育て健康課ソーシャルメディア」という。）に掲載されている文章、写真、画像、動画等の著作権は、子育て健康課に帰属する。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 禁止行為

次の事項に該当する閲覧者行為（コメント等）は禁ずる。禁止行為であると運用者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントを削除する、または、当該アカウントをブロックする。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 違法、または反社会的な内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (7) 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 虚偽または事実と異なるもの
- (9) その他子育て健康課が不適切と判断した内容

9 免責事項

- (1) 投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 子育て健康課ソーシャルメディアを閲覧することで生じた直接・間接的な損失について、運用者は一切責任を負わないものとする。
- (3) 内容は予告なく変更することがある。
- (4) 運用者は、運用が困難になった場合、または情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。

- (5) 掲載される情報は、運用者が投稿するものだが、各ソーシャルメディアそのものを運営・管理していないため、予め以下の点を了承の上運用すること。
- ア ソーシャルメディア上に、子育て健康課が発信する情報以外に、本市と無関係の広告などが表示されることがある。
 - イ 予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがある。